

次に、「議案第110号 飯塚市立保育所条例の一部を改正する条例」を議題といたします。補足説明を求めます。

○ 保育課長

議案第110号飯塚市立保育所条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の補足説明をいたします。議案書7ページをお願いいたします。飯塚市立飯塚東保育所は、平成22年4月1日より民営化のため、飯塚市立保育所条例より削除するものであります。以上、簡単ですが補足説明を終わります。

○ 委員長

補足説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○ 楡井委員

表で、人件費の説明がありまして、8名分で3,476万8千円が減額されるというふうに説明がありましたね。そして、この右の方の市負担分、これは人件費として支払うものなんですかね、この286万円というのは。

○ 保育課長

右の方の286万円につきましては、民改費等ということでございますけど、これは私立保育所の勤務年数による加算分でございます。年をとっている方に対して加算されますので、その分でございます。

○ 楡井委員

意味が良くわかりませんが、いずれにしてもこの分だけ安くなるということになるんでしょうか。そうすると、3,476万8千円から286万円を引いたにしても、そういう計算が成り立つのかどうか説明でわからないんですけれども、いずれにしても3,476万8千円という人件費が少なくなるというのが一つの大きなメリットだというふうに言われますけど、市の職員の8名の方たちが今後一挙に辞められるんですか。そうすると3,476万8千円はまるまる少なくなるということになりますけど、この方たちがどこかの保育所に入るなり一般職に変わったりすると、そこで人件費が増えるわけだから、これがまるまる人件費削減ということにはならないんじゃないかというふうに思いますけれども、その点はどうでしょうか。

○ 保育課長

議員が言われますとおり、職員が辞めるわけではありませんので、将来的にはこういう数字になると思いますけれども、今の8名についてはどこかの職場に参りますので、即削減ということにはならないと考えております。

○ 楡井委員

そうすると、下から2行目の4,118万5千円という①の数字から3,476万8千円という数を引いた、約5百何十万円くらいが財政効果ということにしかならないんじゃないですか。

○ 保育課長

いま議員ご指摘の4,177万4千円から3,476万8千円を差し引いた分、およそ700万円くらいの財政効果にしかならないといわれていると思いますけれども、先ほども申しましたが、職員8名分につきましては、将来的には財政効果として現れると思いますので、すぐには財政効果はないと思いますけれども将来的にはこういう数字で上がってくると考えております。

○ 楡井委員

結局昨日本会議のほうで説明があったわけで、4,200万円くらい財政効果が出ると、飯塚東保育所ではですね、というふうに言われたけれども、今の説明できますと、700万か600万円くらいにしかならないんじゃないかと。将来はわかりませんがね。今で言えばそういうことになろうと。将来どういうふうな変動になるかわかりませんがね、今で言えば70

0万とか600万円とか言う数字というのが正確じゃないかというふうに思いますので、その点を指摘しておきたいと思います。

これまで、すべて公開で運営されてきた検討委員会なんですけれども、これがなぜ非公開になったのか、今後これをどういうふうに運営していこうとされているのか、この点から答弁していただきたいと思います。

○ 保育課長

平成20年8月5日の公立保育所検討委員会の中で、平成22年4月からの公立保育所1箇所民営化する方向性が確認された後に、委員からこれからの審議については非公開でお願いしたいという要望があり、飯塚市立保育所運営検討委員会規則第10条により委員長が各委員にはかり、飯塚市情報公開条例第8条第1項第3号イを適用して非公開といたしました。今後においては、民間移譲候補者選考過程を除き、公開としたいと考えております。

○ 楡井委員

今後としては個人情報的なことに触れるような内容については非公開ということで原則公開としていくということのようであります。鯉田に次いで2番目に民営化とされる飯塚東保育所なんですけど、なぜここになったんだろうか、どんな意見が出されたんだろうか、どんな討議が重ねられてきたんだろうかなというふうに思うわけですね。そこで、飯塚東保育所がなぜあの地にあるんだろうか、あの地にある保育所の保育課題はなんだろうか、そんな討議が行われましたか、どうでしょうか。

○ 保育課長

飯塚東保育所に決定した件でございますけれども、民営化対象保育所選定の視点、及び結果でございますけれども、14項目の視点を持ちまして、過去の入所率、建設時の大規模改修、学校敷地の共同状況、4番目に地域子育て支援センターの設置状況、統廃合の計画、市全体における保育所の設置と地域性に対する配慮、7番として土地の所有の状況、8番として移管後5年以内の改築の必要性について、9番として駐車場や送迎スペースなどの利用者について、10番として野外遊戯場の状況、11番は改築時の仮園舎の必要、12番として、施設設備整備国庫補助金返還の有無について、13番として耐震診断の必要性、14番として立地条件等について総合的に検討した結果、飯塚東保育所を民営化することとなりました。

○ 楡井委員

私がそういう一般論、どこをするにしても検討するという14項目の判断基準、それを聞いているわけではないんですね。なぜあの地にあるのかと、上三緒628番地の。あそこにあるという飯塚東保育所の特殊性、またその地域の保育課題というのがあろうと思うんですね。それはどういうふうに検討されたんだろうかなというふうにお聞きしているわけですね。昨日のこれは川上議員の審査要求ですか、これにもこういう内容があったと思うんですよ。これは今のご報告で言えばやられていないということになるんじゃないでしょうか。話を進めますと、あの場所で公立保育所としてどういう役割を果たしてきたかという、これも審査要望として出していた内容だと思います。そこで果たしてきた公立保育所としての役割が民営化で果たされるのかどうかということをお聞きしたいわけですね。それが討議の中身に加わっていたかどうかということまでお聞きしたいんですよ。そういう公立保育所としての役割が変わったから民営化するんだというならそういうことで討議の内容があるだろうと思うんですね。そういうことについてはどんなふうな討議が行われたのかということについてお聞きします。

○ 保育課長

公立保育所と私立保育所は全く保育所としては同じでございます。また、役割についてでございますけれども、保育所は入所する子どもの健全な心身の発達を図ることを目的とした児童社会福祉施設であり、子どもの最善の利益を考慮したもっともふさわしい生活の場である役割があります。また、保育にかける児童について、保護者からの申し込みを受けて市町村が入

所決定を行うもので、どこの保育所でも基本的なことは全く変わりません。飯塚東保育所内でも障がい児など特に配慮が必要な子どもたちへの対応、地域公民館で地域の敬老会やクリスマス会を通しての地域交流や子育てをしている方に日常の保育によって培われた知識、経験を活かし、地域における身近な児童社会福祉として子育て支援に積極的に関わってまいりました。民営化によって設置主体が変わりますが、飯塚東保育所で今までやってきたことはそのまま引き継ぎます。さらに保護者のニーズを受けて延長保育、休日保育などの特別保育事業を中心に多様な保育ニーズに応えることが出来ると考えております。

○ 楡井委員

この質問でもみなさん職員の方も私が訊ねていることと、まともにかみ合っていない。お分かりになりますでしょうか。私がこういう問題を委員の方たちがどういう討議をしたのかということを知っているわけですよ。それには全く触れられてないということは、そういう討議をしなかったのかなというふうに思うわけですね。それで、この飯塚東保育所は公立保育所だったら都合が悪いということになったのか、民営化しないと上三緒という地域にある保育所としての保育課題が達せられないということになったのかどうか、そういう点についての検討委員会での質疑応答といいますか、意見を戦わせた状況、これがどういう内容だったのか、これを聞かせてください。

○ 保育課長

答申書でも述べておりますように、民間移譲する理由につきましては第一に行政サービスへの民間活力導入でございます。保育所における保育は国の定める保育指針に沿って実施されるものであるため、公立私立とも保育の目的や内容は同じです。厳しい財政事情の中、効率的、効果的行政サービスを行うため、民間で出来ることは民間へ移行するという民間活力導入の方針は国及び市の基本方針となっております。公立保育所のあり方を検討する上でこの基本方針をふまえることが必要です。第二に、サービス水準を維持できる職員配置です。昨年の答申書にも示しておりましたように、公立保育所のサービス水準を維持するためには、臨時職員の比率が正規職員を上回ることは避けなければなりません。本市では合併後2年連続で定年退職以外にも多くの保育士が退職され、保育士の正規職員、臨時職員のバランスを維持することが困難な状況となっております。このような本市特有の状況を改善する必要があります。第三に地域の子育て支援全般の充実です。公立保育所の民営化により満たされる財源は在宅保育家庭への支援など、子育て環境整備に当てることが可能であると考えております。以上のことが民間移譲する理由でございます。

○ 児童社会福祉部長

ただいま保育課長のほうから民間移譲する基本的な考え方の、適宜、公立保育所運営検討委員会の答申書、都合3回になります。逐次、厚生文教委員会にも報告をさせていただいたところでございます。楡井委員ご指摘の質疑がかみ合っていないと、これの一番の原因としましては飯塚東保育所に民営化する保育所は決まっているというところを捉えてのご質問の視点になっておろうかと思っております。説明のしかたも不十分なところがありますので、あくまでも、公立保育所検討委員会に諮問しました内容につきましては、公立保育所は今度颯田第一・第二保育所を統合しますから、現在は16園でございますけれども来年の4月1日からは15園になります。この15園ある公立保育所の中で平成22年4月1日から1園民営化するという考え方の中でどの保育所が一番適切なのかという委員会での協議・討議がされております。

その協議・討議、判断の基準は何なのかと申しましたら、先ほど課長のほうが答弁いたしました14項目の細かい視点、考え方の中で総合的に15園個別に判断をしていった結果の最終的な結論が15園の中で今回は飯塚東保育所が一番、ベストであるという答申が出た中で飯塚東保育所に15園の中から決定をしたという経過になっております。確かに現在飯塚東保育所の設置場所等につきましては飯塚東地区、非常に公営住宅も隣接いたしております。閑静な住

宅街、田園も広がっておるというような地域性でございます。これで、保育所の機能たるものが先ほど保育課長も説明しましたように、保育にかける幼児さん方々の健全な発育、就学前教育を実施するという中では公立保育所も私立保育所もサービス内容は基本的に変わりませんよというところのとらえ方での今回の一部改正議案の提案をさせていただいておりますので、どうかよろしくお願いたします。

○ 楡井委員

3点にわたって私は、14項目は14項目でいいんですね。それはどこでも施設の判断の基準というのはそういうことでしなきゃならないと思います。それはその飯塚東保育所に限ったことではないわけでしょう。だから、そんなことを言ってどこでも共通した児童福祉法に基づく設置基準があるわけですよ。それに加えてやはりその地域・地域の特殊性があると思うんですよ。今言われた周囲は閑静などうのこうのとあります。しかしあそこの周囲には約千戸を超える大きな団地があるわけでしょう。そういう団地に入っている方たちは、概ね共働きだとか言うような状況の人が多。したがって、保育所に入ってくる人たちもそういう子どもさんたちが多いんじゃないかというようなことを、私なんかにはわかりませんが、感覚で言っていますから、正確な数字とか言う状況ではないんですけれども、そういうその地域その地域の特殊性があると思うんですよ。そういう内容を含めて、それに14項目の点検を加えて東保育所というふうに判断すべきじゃないかと。したがって14項目はどこでもやりますからそれはそれとして認めた上で、その地域の特殊性、その地域における公立保育所の役割、そういうことを、そしてその地域ではいまでも民間移譲しなければならないというように状況が変わったのかどうか。そういうことについて討議がされたのかということ聞きよるわけですよ。ところが今言われたように木で鼻をくくったような答弁しか返ってこないという状況で言えば、果たして討議の内容が非常にとおりいっぺんというか公式的なのというか、そういう視点しか討議されなかったんじゃないかなというふうに思うわけですね。それで昨日、川上議員も討議の内容を教えてくださいと、議事録を出してくださいというふうに要求されてきたんではないかと思うんですよ。そういう審査要望だったんじゃないかなというふうに思いますね。だから結局その審査要望には全然こたえられてないという内容になるんじゃないかというふうに思います。話は全然かみ合いませんから、多分討議がなかったんだというふうに判断して次に進みます。

これはかなりいろんなやつとダブる視点なんですけれども、保育所に限らず公的施設というのはそれなりに有形無形の市民の財産であるわけですね。長い間かかってその財産を築いてきたと。これは無形の部分になると思いますけど、そういう市民の財産の将来を決める、検討する委員会なわけですから、それぞれ専門の立場でご意見が本当は出たんじゃないかと思っておりました。ところがその討議の内容を全然明かしてくれないという状況が今あるわけですね。明かしてくれないのなかったのか。これをまずはっきりさせていただきたいなというふうに思います。そういう専門の立場で意見を述べ合って意見を出し合って、そして行政からの諮問の合否を決めるというものでなければならぬと思うんです。14項目のことをずっとならべて、比較検討した結果、飯塚東と決まったんだというふうにいわれましたよね。鯉田は別にして、飯塚東以外、どの保育所の14項目の数字を出して検討したのか、それはどうでしょうか。

○ 保育課長

先ほどから答弁してはいますが、保育所の15園ありますけれども、それについて、民営化対象保育所選定の視点といたしまして、14項目先ほど1項目から14項目までありますけれども、それぞれ一つ一つ検討いたしましたして、そして議員が言われていますように委員の専門性を持った一委員長については近畿短期大学の三木先生ですけれども、保育の専門でございますし、あと中小企業診断士、税理士、子どもさんが保育所に行かれています方、それと児童社会福祉部長ということで、14項目にあたる中で専門性のところについていろいろ皆さん意見を言われた中で一項目一項目審議した中で決定したということでございますので、よろしくお願

いたします。

○ 楡井委員

東保育所のそういう数字は出したであろうと。それで比較検討したというふうに言われるから、そのほかの保育所のそういう比較検討すべき数字は出したのか、と。どこと、どこの保育所を比較検討したのかというふうに言っているわけですよ。答弁ありますか。

○ 児童社会福祉部長

答申書なりが無い中での説明になっておりますけれども、例えば先ほど14項目の中で14園ですね、颯田第一・第二が統合になりますから、14園の中で例えば14項目の判断基準の中の子育て支援センターの設置状況についてという項目があります。これを協議するときには14の保育所全部対象です。その中から現在子育て支援センターを併設している保育所につきましては、菰田保育所、枝国保育所、筑穂保育所、赤坂保育所、颯田第一、来年の4月からは新しい颯田保育所の5箇所の子育て支援センターがあります。子育て支援センターを併設しておる保育所については当然公立のままでやっていくべきだというような、14分の1の選考のやり方です、一つ。そういったものをそれぞれ全部14項目について各委員の意見・判断や何かを加味した中で、一項目一項目精査していった中で最終的な総合的判断をした結果が、飯塚東保育所が一番良いと、ベストであるという結論が出されたということでございます。その一つ一つの項目の位置づけをするときには当然委員の皆さん方のご意見や何かは出ているところでございます。

○ 楡井委員

民営化を検討する委員会ではないんですよ。運営検討委員会ですからね。当然皆さん方は民営化するために検討してもらいたいという諮問をされるわけですがけれども、委員会としては、「いや、だめだ」と民営化否があってもいいわけですね。委員会の性質はそうだと思います。それで、そういう意味では今のご答弁がいろいろありましたけれども、民営化の決定の経緯が飯塚東の場合をいま言っていますけれども、これが先ほどからの質問等も含めて非常にはっきりしていないという状況が言えるというふうに思います。比較検討についてもいま若干の説明がありましたけれども、14項目すべてが明らかになったものではないんじゃないかというふうに考えますので、その点で専門的なご意見を是非文章で、議事録、要点筆記はあるというふうに言われましたけれども、テープもあるというふうにお聞きしましたので、個人情報的なことは当然差し控えていただいて結構ですから、是非文章を出していただきたいと思います。そういう専門的な立場で先ほども言いましたように市民の財産の将来を決める非常に大切な委員会でありまして、そこに委員として参加されておられる方たちのご意見は是非聞かせていただきたいというふうに思いますので、是非そういうはからいをお願いしたいと思います。以上で質問を終わります。

それで、昨日川上委員からも要望があっておりましたことで、改めて私からも提案させていただきたいというふうに思います。先ほどから繰り返し言うておりますように、委員の意見が全然市民の前に明らかにされていないという状況があります。そういう専門家のご意見をやはり広く聞くべきではないかと思えます。今後、先ほど子育て支援センターを設置しているところを除いてというようなことで、あと10いくつかの民営化をやっていこうという方向でしょうから、是非今後の参考としてもお聞きしておきたいご意見でありますから、この皆さん方を本委員会に参考人としてきていただいて、直接お話を聞く、そういう場所をこしらえていただきたいというふうに思いますので、委員長の方でよろしくお取り計らい願いたいと思います。

○ 委員長

ただいま楡井委員から本案について参考人の出席を求め、意見を聞きたい旨の申し出がなされました。おはかりいたします。申し出のとおり決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成少数)

賛成少数。よって参考人から意見を聞くことは否決されました。

他に質疑はありませんか。

○ 江口委員

ずっとこだわっているのが、民営化後の移管先の法人についてであります。先日も検討委員会が開かれ、それに関する質疑等がなされたようですが、それに関しての概略、どういった質疑があったのか、それについて記録があればそれを提出していただきたい。もし無いのであれば口頭で結構ですのでご案内をお願いいたします。

○ 保育課長

口頭でご説明いたしたいと思います。まだ正確に作っておりませんので申し訳ありませんけれども、口頭でお願いいたします。

内容といたしまして、飯塚市内で民間保育所を運営している法人について確認をお願いしましたということがありました。それと、質問として、飯塚市には株式会社が運営する保育所がありますか。認可外保育所の経営主体はどんな状況ですか。認可保育所と認可外保育所との相違はどんなものですか。認可外の施設を否定するものではないし、なければ困ると思います。ただ、公立保育所の移譲先候補として考えた場合どうなのかということと、社会福祉法人、NPO法人、子どもの支援を行っている団体、それぞれについて再度確認を行っていただきたいということです。社会福祉法人の中には児童育成施設のような保育士を配置している施設、高齢者施設のように保育士を配置していない施設もあります。保育士4年以上のものを3分の1配置するなど、条件をクリアするような体制を整えば社会福祉法人でも運営は可能だと思います、ということなどがありました。

○ 江口委員

この検討委員会につきましては、私も先の委員会をお願いをしたところですが、その後、非公式ではありますがこの検討委員会についてお願いをしておりました。というのが、この検討委員会、付属機関として平成18年度に設置されたわけですが、その設置の際に委員数が5名であること、少ない、公立保育所の運営という大きな部分を検討するには人数が少ないのではないかというお話をさせていただきました。ですので、それを補う意味でも、関係者の意見聴取りなりパブリックコメントなり、きちんと、様々な角度からの議論が出来るように、意見聴取をしていただきたいというお話をさせていただきました。今回、先の11月9日の公立保育園の検討委員会の席で法人募集の案が出ました。その中で応募資格については、今ご案内があったように、飯塚市内で認可保育所を運営している法人、または飯塚市内に住所を有する社会福祉法人、及びNPO法人、NPO法人については子育て支援を行っている団体に限るとあります。次に、法令等に遵守し、飯塚市の保育行政に積極的に協力する法人であること。理事長は社会福祉事業に対して高い熱意、識見を有していると認められる者であること、施設長は児童福祉事業に熱意のある者で、保育施設において十分な経験を有していると認められるものであること、移譲にあたっては諸条件、別紙1を満たすことが出来ること、というふうな形になっておりますが、特にこの部分に関してきちんと関係各方面からの意見聴取を行ったうえでやっていただきたいと非公式ではありますが、課長のほうにはお願いしていたところでありまして、元々付属機関の設置にあたって、意見をつけてといたところでありまして、この点についてどのようになされたのかお聞かせください。

○ 保育課長

まず、11月20日に飯塚東保育所保護者代表者7名、いま東保育所の親御さんに、すべての方には民営化についてのご了承はいただいておりますので、代表者7名が、大体8名ですけれども、1名欠席されておりましたので、7名と第1回目の会議を行いました。それで今委員ご指摘の件についてでもお話をしております。まず代表者の方とこれから飯塚東保育所を民営化していくスケジュールについてずっと詳しくお話をしております。その後に応募資格のお話

もしております。保護者代表の方に認可保育所、社会福祉法人、NPO法人、認可外保育所、まずこの中身が保護者の方はご存じないので、どういうものが認可保育所であって、どういうものがNPO法人であるのか詳しくご説明いたしまして、ご意見をお聞きいたしました。保護者の代表者一人には民間の保育所の保育士さんがおられましたので、その方も意見をたくさん言われましたけれども、最終的には保護者代表の意見といたしましては鯉田保育所を移譲したときと同じようなやり方をやっていただきたいと、それが私たちの意見ということで考えてください、ということではなっております。それで、今言われていますけれども、社会福祉法人、NPO法人、飯塚市内の民間保育所この3つでございます。それから、私立保育所連盟の方にもご説明はいたしております。私立保育所連盟といたしましては、私が飯塚東保育所が民営化していくと説明したときに、質問が出たのは土地について無償と…以上でございます。

○ 江口委員

私立保育園の方々からはその部分に関して何ら懸念は示されなかったのかどうかお聞かせください。

○ 児童社会福祉部長

私立保育所連盟につきましては、実質平成17年度にまず横田を民営化しているわけです。合併前からの協議、ずっと歴史的背景がございますけれども、当初から私たちだけを対象にしてください、というのはずっと言われてきております。ただし私もいろんな保護者や議員諸兄の皆さんももちろんです、住民の皆さんとお話しする中で、特定の市内の保育所運営をしているところだけでやるのはいかがなものかと言われるの方が圧倒的に多い状況はございます。これはなぜなのかということになったときに、広く特定な地区だけに限定しないで、市内の私立の保育園を運営している法人だけではなくて、将来を考えたときには市内の障がい者の施設、障がいを持つ子どもさんの保育や何かをされているところとか、地域のボランティア活動をする中で子育て支援に深く長く関わっておられるNPO法人とか、そういったところに門戸を広げておくべきではないかというような意見の方もたくさんおられるところでございます。私立保育所連盟の皆さんが切望されております、私たちだけに受けさせてくれ、という要望を言われておられる方も確かにあってあることは事実でございます。従いまして、市といたしましては一定の将来を見据えた中で、現在応募対象法人としてあげております3つの法人については前回の鯉田に引き続きまして今回の飯塚東保育所民営化の対象法人として同様な考え方で進んでまいりたいと。そこで前段は質問委員も冒頭にお見えになっておりましたけれども、先日開催いたしました公立保育所運営検討委員会の審議の中でも同様な意見が出されておるところでございます。

○ 江口委員

それでは、横田の民営化に際しては移管先の受け皿、どのような応募資格となっていましたのかお聞かせください。

○ 保育課長

横田の場合ですけれども、応募資格といたしまして、飯塚市内に住所を有することを基本として、かつ、10年以上保育所運営を行っている社会福祉法人となっております。

○ 江口委員

横田の時には市内で10年以上の保育所の運営経験が求められていました。これはなぜそのような条件が付けられていたと考えていますか。

○ 児童社会福祉部長

考え方の基本ベースとしましては、市内で私立保育所を運営した経験の一定年数以上は公立保育所を受け入れてもらう場合は絶対必要条件という考え方は、横田のときも今も基本的には変わっておりません。しかしながら、鯉田保育所のときの募集要項について新たな2法人を追加いたしました考え方につきましては、当初保育課長が答弁いたしておりますとおり、民間移

譲をする理由の中の一つ、国の一つの大きな考え方があります。平成12年に国は保育所の移譲先として株式会社、NPO法人でもいいよと、要するにどういったことかと申しましたら、今後の行政サービスを執行していく中では民で出来るものは極力民にお願いすべきと。どうしても官でやらなければならない住民サービスについては官でやりましょうという大きな考え方があるわけです。そういった国の考え方を受け継いだ中で、飯塚市といたしましても議会の同意を得た中で現在鯉田保育所の民営化の際にはやっておりますし、本日、飯塚東保育所の民営化の条例改正の議案を提案させていただいたという経過でございます。

○ 江口委員

いま平成12年の政府の方針の話なされましたが、横田の民営化に関しては何年でしたか。平成12年よりも前か後かお知らせいただけますか。

○ 児童社会福祉部長

平成12年と17年でございますので、国の方針が出た12年の方が早うございます。横田保育所の時には市内の私立保育所を運営している10年以上という条件付けのところでおるところは間違いのないところでございます。先ほども申しておりますように、公立保育所の運営検討委員会のほうに諮問をさせていただいた中で、それと委員ご指摘のいろんな方のご意見もお聞きする中での現在の3法人の考え方を出しておるところでございます。

○ 江口委員

平成12年の政府の方針のほうが後であってそれを採用したのであれば株式会社に関しても入っていることが十分考えられるわけですが、それについてははずしておられるわけですね。そしてなお横田の10年以上の社会福祉法人というのは基本になるというお話がありましたが、それについても10年以上も外れ、それ以外の法人が入ってくるわけです。お話の中で、特定の地域の団体から選ぶのが好ましくないというお話があったかと思えます。その点についても少しお話いただけますか。

○ 児童社会福祉部長

設立後の年数ということで横田保育所のときに10年以上という条件をつけておりますけれども、当時横田を含めて8園だったでしょうか、旧飯塚市内の私立保育所、そのときはすべて10年以上と。今現在も合併いたしまして16園の私立保育所がありますけれども、すべて10年以上の経験はしておられます。今後、それぞれ16園の設立年度ということになりました場合—私立保育所の建設年次につきましては手元に資料をもっております。ただ、保育所を運営されました時期がこれよりももっと古くなりますので、その資料を持ってきておりません。参考までに、建設年次につきまして、一番新しい建設というのが平成元年くらいですから、やはり20年。それ以前から保育所の運営をされておりますから、すべての私立の保育所は10年以上の経験をお持ちであることは間違いございません。

○ 江口委員

横田でそうやって条件をつけたのは、やはり公立保育所に通われている子どもたちがいる。乳幼児の方々がいる、そしてその保護者がいるからいま市立として公立保育所として運営しているものをお願いする先にはきちんと安心感があるものではなくてはならない。ですから、保育という、子どもたちを毎日日常的に長い時間お預かりをするということに十分な経験を有する団体ということでなされたんだと思っています。その安心感こそが大切なんだと思っています。ところが今回はそれに加えて社会福祉法人とNPO法人という枠が入っています。お話があった中で発達障がい等々やられている社会福祉法人もあるんだよというお話がございました。そしてまた地域で子育て関係のボランティアをやっておられるNPOがあるんだよというお話もあっていました。そのような方々が保育というところに新しくビジネスをやろうというところで、ご自分たちで認可保育所を新しく作り上げたいというふうな形に関しては、それこそ歓迎されるべきだと思っておりますが、ところがこれが公立保育所をお願いするということに

関しては、果たしてそれが安心感につながるかどうかというところが大きな疑問になってくるわけであります。先の本会議のときでも子どもの最善の利益、そのために保育所があるんだと。それをやるのが公立でも私立でもどちらでも一緒なんだというお話がありました。それを安心を提供するのに本当にスタッフとしては資格を持ったものがそろそろかもしれませんが、チームとして、団体として、やったことがない、ある意味寄せ集めでやれるのかというのが、不安なわけであります。福岡県内で結構ですので、このような形で公立保育所の民営化を先ほど、移譲先の法人を募集している事例がありましたらお教えいただけますか。

○ 児童社会福祉部長

福岡県内の他市の募集要項の内容については十分な調査はいたしておりません。委員ご質問の基本的なことに私の方から改めて答弁させていただきますけれども、今回初めてこの募集要項を作っているわけではございません。鯉田保育所を民営化する際の募集要項、3法人を入れております。これにつきましては昨年の11月ごろ、この厚生文教委員会でご審議いただいた中でこの3法人を入れるということは了承していただいております。それを受けた中で改めて質問委員からご要望が出ましたものですから、今度検討委員会を改めて招集させていただいて委員の意見を聞いております。総括すれば、鯉田のときの募集要項と基本的には同じ法人でやるべきですと。これを外すというような理由はありませんと。また新たに無認可保育所を届出保育施設という表現に変わりますけれども、そういったものは入れるべきじゃないという論議を経た中でのご提案と申しますか、引き続き同様な内容での募集要項の考え方をもっておりますので、なにとぞご理解のほどよろしくお願いたします。

○ 江口委員

いま11月の段階でこの3法人の考え方を示されて、それについて了承いただいているというお話でしたが、それについては全くの誤りであります。11月の民営化の条例審議の際には、その部分は全く示されず、どういった形になりますか、認可保育所を運営している法人がベースになるというお答えがありました。そして、1月の厚生文教委員会の中でその数日後に検討委員会があるふうなことがわかっている段階での厚生文教委員会の中で、まずこの公募について、募集について応募資格等々を明らかにしてくださいというお話をさせていただきましたところ、それについてはできないというお話がありました。できないというお話だったので、私がその部分について確か十分な検討をしていただきたいというお話をしたかと思いません。もしかしたら、しなかったかもしれません。その後で、検討委員会で、これこれこういうふうな3法人でいくと決まりました。その後の次の厚生文教委員会ですべてについてはおかしいというお話をさせていただきました。それから後、数度にわたって私はそれについて見直しをしてくれというお話をさせていただきました。鯉田についてはこうだったんだけど、次はどうするのかと言われたときには、次も同じようにしたいと言われました。そして、先日の厚生文教委員会の中でもう一度そこについては私はまだまだそれについて安心感がないという中で検討委員会でちゃんとやっていただきたいというのを公式にお話をさせていただいて、非公式の場で検討委員会でやる際には関係者の意見をきちんと聞けるように参考人という形でも結構ですので呼んでいただいて、学識経験者、私立保育園の方々、保護者の方々、いま公立保育所で働いているの方々等々、保護者等々の方々に来ていただいて、その分をお話をさせていただいたという話をさせていただきました。またその間には昨年の11月には、私立の園の方々から要望書も出ております。そういったものを含めましてやっていただきたいという話をさせていただきました。残念ながら検討委員会の中では保護者の方からの意見については聞かれたかもしれませんが、ところが、私立の保育園の方々からの意見聴取は無く、公立の先生方からの意見聴取について触れられることは確かなかったと思います。だからこそこれについて慎重になるべきだと思っています。もう一度なぜこの応募資格が市内で認可保育所を運営している法人に加え、飯塚市内に住所を有する社会福祉法人及びNPO法人、子育て支援を行っている団

体に限る、というふうになるのか。私は子どもを継続的に日常的に長時間お預かりしたことがない団体については、任せるべきではないと思っています。そのことは何度もお話をさせていただきました。ところが、まだこうやって入っているわけですね。発達障がいとかそういったところにさせたいという気持ちはわかりますが、そこが本当に安心なのであれば、そこだけに限って限定を外すべきです。子育て支援のNPOに関してもしもそうです。子育て支援のNPOといっても、いろんな形があるわけです。同じように社会福祉法人のいろんな形があるわけです。この応募資格のままではすべての社会福祉法人が応募でき、すべての子育て支援のNPO法人が応募できるわけです。確かに審議の中ではそういったところが応募しても採点の結果で通ることは無いでしょうという話もありました。ところが、それがもし応募するのがその一つの法人だけだったら、飯塚東保育所の民営化に際してこれから先募集をするわけですが、それに対してある社会福祉法人、子どもと全く関係ない社会福祉法人のみが、一団体のみが応募されたら、もしくは子育て支援のNPOの中でもこういった部分と全く関係の無いNPOが、それが一つだけが応募なされたら、それについても真剣な議論をした中で、もしかするとそれが通るかもしれない。それが果たして保護者の方々や地域の方々にとって受け入れられるものなのか、どうかです。私はとてもそれは受け入れられないと思います。それについては同様にそんなことはないよという思いだと思えるんですが、現実の一つしかなったらどうなされますか。そういったことはありえるわけですね。

○ 児童社会福祉部長

質問委員の方から大変ご心配していただきまして誠にありがとうございます。鯉田保育所の選考結果のときも説明させていただいたかと思えますけれども、鯉田保育所を選考したときの選考項目が23項目で、400点満点、その中で50点以上あり、且つ一番の法人に決定するという基本的な考え方でさせていただいております。ですから、いま委員ご心配の一法人で、例えば単なるNPO法人、子育て支援の実績のある法人が一法人応募されても選考委員会があります。その選考委員会の中で200点未満であれば当然対象法人としては認めない。したがって、新しく再度また募集をやり直しまして、今度は条件を緩和するようになろうかと思えます。例えば飯塚市内に特定をしないで福岡県内に広げるとか、全国に広げていくとか、いろんな手だてが考えられますので、そのときにはまた所管の厚生文教委員会の委員の皆さん方のご意見も十分お聞きした中で対応させていただきたいというふうに考えております。

それとすみません、私がちょっと昨年の11月からというのは、確かに誤りでした。すみません。失礼いたしました。

○ 江口委員

実際にそれは取れないのではないかというお話がありましたが、取れるかもしれないわけですね、採点の形によっては。その可能性をある形でやれることに関しては非常に危機感を持っております。先ほど答えがあったかどうか失念しておりますので、もう一度お聞きいたします。福岡県内で同様に社会福祉法人、及びNPO法人も含めた中で募集している事例があるかどうかについてお聞かせいただきたい。

○ 保育課長

いま議員ご指摘の件については調査いたしておりません。

○ 江口委員

ということは、ある意味飯塚がそういったところに門戸を開く第一番目になるかもしれないわけですね。それで、本当に子どもの最善の利益が守れるのかどうかなんです。先ほどお話の中で特定の地域の認可保育所を運営しているところに任せるわけで、選考するのは問題があるというか、それについてもうちちょっと広げたいのというお話だったかと思いますが、それについては間違いありませんか。

○ 児童社会福祉部長

ちょっと私の説明の仕方が悪かったかもしれませんが、現在考えておりますのは公立保育所運営検討委員会の諮問に基づきますところの市内で私立保育所を運営する法人が一点。市内の社会福祉法人が二点目。三点目が子育て支援の実績のあるNPO法人、この三法人を対象というところで私も考えておりますし、市のほうもそういった方向での諮問の答申が出ておるところであります。ただこれが5年先20年先になったときには、国がっておりますような株式会社とか新たな法人というところも考えられないことは無いというふうには思っております。

○ 江口委員

すみません、質問を変えます。横田の時には10年以上市内で認可保育所を運営している法人という縛りがあったのが、鯉田のときにこれから二つ増えたわけですよ。その理由について、確か特定の地域の認可保育所、飯塚市内のというところだけでは問題がある、もしくは、というところだったかと思うんですが、そこら辺もう一度確認をお願いいたします。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:20

再 開 14:33

委員会を再開いたします。

○ 児童社会福祉部長

改めて答弁になるかとは思いますが、3つの法人を現在入れております理由につきましては、公立保育所運営検討委員会に募集法人の審議を諮問させていただいております。その結果としての現在の状況になっておりますけれども私も検討委員会の委員の一員であります。いろんな議員の皆さん方とか保育園の関係者、保護者の皆さん方と意見交換をする機会が多ございます。そういった中でのご意見ご要望を取り入れたなかで私も一委員としての意見は出しております。それと先ほど保育課長が答弁いたしましたように、先日開催いたしました検討委員会の中でもやはり社会福祉施設の中には児童養護施設のように、保育士を配置している障がい者施設や何かもあると。そういったところは今回ということではありません。将来的に3年後5年後、公立保育所の民営化が実施されるときには応募のチャンスがあると。そういうことがあれば今時点から子育て関係の実績を積み上げていった中で将来参加させるチャンスを現在の要綱の中では門戸を広げておくべきだというような考えでの現在の3つの法人の募集資格という考え方になっておりますので、よろしくをお願いいたします。

○ 江口委員

ここに昨年の11月に私立の保育園の方々が出されました要望書をお持ちしております。先ほどご説明の中で私立の方々は市内の認可保育園、そこだけでやっていただきたいというお話がありましたが、要望事項の5を読みます。移管先については、保育の公共性と子どもの最善の利益を保障する意味において社会福祉法人等既存の認可保育園に移管することが望ましいと考えます。この一文なんです。「市内の」とか付いてないんですよ。付いてないんです。そのことを考えると、応募資格の中で、多分飯塚市内の認可保育所では足りないのをそれを増やすためにどうしようというところで社会福祉法人並びにNPO法人というところに広げたのだと思いますが、まず最初の前提が違うということが一点あります。もう一つお話しておきたいのが、幼稚園等々でございまして。これから先認定子ども園、養護園という話がありますが、幼稚園というところはある意味子どもを継続してお預かりをしている園であります。そういったところについては今回応募資格には入らないわけですね。私はどちらかというと、そういった部分の方がまだまだこの二つの社会福祉法人及び子育て支援のNPOよりも適している団体ではないかと思っております。この点については後で討論等で述べますのでやめます。

もう一点、先日MKグループが、運営している保育所が休園になったというニュースがあり

ました。ご存知でしょうか。ご存知でしたら概略をお聞かせいただけますか。

○ 保育課長

テレビで私も見ましたが、詳しい内容については私はわかっておりません。

○ 江口委員

MKグループ、首都圏を中心に数箇所の保育所を運営している法人団体であります。ここがやっているところはほとんど全部だったかと思いますが、事業の行き詰まり等々かと思いますが、そこで休園になったわけですね。それこそ行っていた子どもたちが明日からどこに行こうかという問題になったわけです。あと他方、もう少し前になりますと関西の方で民営化された保育所が同じように移管先の法人が休園をしたというニュース等もございました。そういった部分を考えると、本当に言われたように社会福祉法人、NPO法人、点数が取れたとします。一つしかなくて200点取れたと。OKだとされたとします。もしその園がやられて、不安の中、私は不安と思うんですが、不安でないといわれるのでそれをやられて、もしそうやって休園になったときにはその責任というのは誰が取るのか。どう思われますか。

○ 児童社会福祉部長

今のMKグループ、東京都の問題だと思います。飯塚市の現在の就学前保育、特に保育にかけるところの保育サービスの供給量、それとニーズ、そのバランスの関係です。都市部におきましては待機園児が多くなっております。厚労省も躍起になってそれで認定子ども園制度を提案しております。飯塚の状況は幸か不幸か現在の公私立の保育所の入所状況、100%を上回っております。しかしながら待機者を出すという状況ではありません。しかしここで大きな問題が、認定子ども園、質問委員も言われております。この問題につきまして、私立幼稚園を運営されておる法人は学校法人が多うございます。そういう状況の中で、来年度に次世代育成支援対策行動計画を策定に入ります。現在ニーズ調査を実施しているところでございます。これは説明を以前させていただいたと思いますけど、厚労省がこの認定子ども園制度について昨年度提案したときは、助成金的なものが一切ありませんでした。幼稚園が0歳児あたりを受け入れるということになったとき、建物の改修工事が必要になります。保健室とかシャワー、台所等の整備が必要になります。そういった助成金も無かった。また一番大きなのが保育については民々の契約で決めると。国・県市の助成金も一切ありませんよというのが、昨年までの認定子ども園制度でありました。今年になりまして、国の方で子ども助成金制度、まだ具体的には絵が見えておりません。しかしながら建物の改修費用とか、保育料の助成もいたしますよという制度になっております。ここで来年次世代の後期計画を立てるときに専門部会をかねて議会、委員会の方にも説明いたしておりますとおり、認定子ども園と幼稚園と保育所の専門部会を立ち上げた中で今度平成26年度までの5年間の計画をどうすべきかという計画を作る必要があります。そのときに現在の私立幼稚園の入所率は概ね60%切っております。保育担当課として一番懸念をいたしておりますのは、市内の私立幼稚園が認定子ども園ということで保育にかける3歳児未満の受け入れをされ始めたときに、市内の私立保育園の入所率は必ず下がってくると思っております。そこらへんの保育所入所の需給バランスを良く見た中で専門部会の協議をお願いする中で、今は公立保育所の民営化と言っておりますけれども、もしも私立幼稚園が認定子ども園として保育にかける子どもさん方を預られるようになりまして、公立保育園は民営化じゃなくて廃止になろうかと思っております。そのところの市内の就学前の教育、保育を、保育に欠ける欠けないすべて含めた中で今後の保育教育、保育行政のあり方について、来年は慎重に諮問をし、答申を得たいと考えております。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

3点ほど指摘したいと思います。昨日の本会議にも4, 200万円の費用削減効果というふうに行っておられましたけれども、今日の審議で700万円あまりということになってしまった。そういう意味では4, 200万円という大きな数字を出すことによって行政の側の思いを押し通そうという内容があるんじゃないかと、そういう意味では評価点が違うというふうに思います。それからいまひとつは民営化審議がなかなか行政の方から明らかにされませんでした。どこでも同じ保育所と一律的な評価しかされていないというふうに思います。そういう意味では、地域性、そういうものが発揮されていない審議内容でなかったかと思いますので、そういう審議では不十分だというふうに思いますし、当然そこから結論的には決め方の過程が不明瞭だという点が言えると思います。以上3点指摘しまして本議案については反対であります。

○ 江口委員

私はこの飯塚市立保育所条例の一部を改正する条例に賛成の立場から討論いたします。この財政が厳しい折に、民営化については必要性があると考えております。その中で、この東保育所に関しては保護者、また地域住民等の理解も得られており、賛成はするものでありますが、いままで質疑してきましたように、移管後の法人については、私はいささか疑義を持っております。その点について後ほど付帯決議を提出させていただきたいと思いますが、まずその部分についてきちんと考える、今からでもそういった姿勢が必要であると考えております。付帯決議については採決後に提出させていただきたいと思いますので、委員長よろしく願いいたします。

○ 委員長

他に討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第110号 飯塚市立保育所条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○ 江口委員

先ほどお話しましたように、この議案110号 飯塚市立保育所条例の一部を改正する条例に対する付帯決議案を提出させていただきますので、委員長においてお取り計らいのほどよろしく願いいたします。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:46

(付帯決議案 配付)

再 開 14:47

委員会を再開いたします。

ただいま可決されました「議案第110号 飯塚市立保育所条例の一部を改正する条例」に対して、江口委員から付帯決議案が提出されました。江口委員に付帯決議案の説明を求めます。

○ 江口委員

主旨説明をさせていただきます。本条例に関し、次の事項について市に適切な措置を講じるよう求めるものであります。まず第一は、民営化後の飯塚東保育所を運営することとなる法人の募集に関し、保育等のサービスについて十分な経験のない団体を募集することがないように、十分な配慮を行うこととさせていただきます。質疑の中にありましたように、保育所は大切な次世代を担う子どもたちをお預かりする施設であります。その大切な子どもたちの最善の利益を考えるとこそ市がやらなくてはならない。民営化についてもそれは同様であります。そういったこ

とを考えたときに、保育と同等のサービスを十分な経験を持たない恐れのある団体、そういったものを選定する、選定しないまでも応募資格に含めることが市にとってプラスになるとは思えませんし、このことが、これ以降の公立保育所の民営化に与える影響も考えなくてはなりません。また、私立の保育所の方々は、飯塚市内の認可保育所という条件ではなく、認可保育所を運営している社会福祉法人等にやっていただきたいという要望であります。もし、保育課が考えるのが飯塚市内の社会福祉法人等、認可保育所を運営しているところが法人で数が少ないのであれば、先ほどお話ししましたように、エリアを広げる、それについては部長も、もしこの3法人できちんとしたものが出来なかったらそれを広げるといわれました。私はNPOなり子育てNPOなり一般の社会福祉法人に広げるのではなく、地域を広げる、もしくは先ほど言いました幼稚園に関しては子ども園という意味ではなく、民営化後の飯塚東保育所の受け皿の法人としての応募資格の話をさせていただきました。等々について考えるべきだと思っております。何より市長も小さいお孫さんがおられます。そして、この委員の中にも生まれたばかりの赤ん坊がおられる方々もおられます。そういった方々を持つお父さんお母さんが、自分が、子どもや孫が通っている保育所が民営化されたときに、いきなり経験が無い団体が応募できることがないよう配慮を求めるものであります。

次に、公立保育所の運営に関し、そのサービス向上と必要な人員の確保について十分な配慮を行うこととあります。今回の東保育所の民営化の議案は、本来であるならば今年は無いというお話があっておりました。ところが昨年から今年にかけて大量の退職者が発生をして、そして人事課の方に、保育担当課の方は何度も採用等々のお願いをしたんだが、残念ながら聞き入れてもらえない。その中で苦渋の選択として今回の民営化というものが選択されています。また、公立保育所については、残念ながらサービス向上について、民営化された保育所と違って、サービス向上について目立った分についてはまだまだ少ないというのが現状であると思っております。その点について、十分な配慮を行っていただきたいということでございます。最後に、飯塚市全体の子育て環境の向上のため、延長保育、休日保育、夜間保育、障がい児保育、病時保育等の保育サービスを含め、飯塚市次世代育成支援対策行動計画に掲げられた各事業を着実に推進すること、この3点をお願いをしたいと思います。これから先の飯塚を担う子どもたちに対して、安心できる最善の利益を提供してあげたいと思っておりますので、議員の方々の賛同を求めるものであります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、提案委員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 八児委員

主旨は十分にわかるところでございますけれども、やはりいろんな意味を含めて一つこういうふうな形をとるべきであるならば、いろいろと窓口が広げられそうで広げられないし、また、狭められそうな状況にあるのではないかと、言い方が大雑把な言い方で申し訳ないんですけども、そこら辺若干この中においてこれだけを思うときにはいろいろ十分ありますけれども、全体を通してみるときに、若干それについてすこしいろいろと問題というか考えるところがあるのではないかと、そのように私は思っております。基本的にこれについては最終的にこういうような附帯決議案をつけるべきでない、そのように私は考えておるところでございます。

○ 委員長

他に討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第110号 飯塚市立保育所条例の一部を改正する条例」に対し、付帯決議を付すことに賛成の議員は举手願います。

(挙手 賛成少数)

賛成少数。よって、付帯決議を付すことは否決されました。